

官民競争入札等監理委員会

第 8 回 議事録

内閣府官民競争入札等監理事務局

第 8 回 官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 18 年 9 月 13 日（水） 16:30～18:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

（ 1 ）各省ヒアリング（徴収関係業務）

- ・ 法務省
- ・ 総務省
- ・ 財務省
- ・ 厚生労働省

（ 2 ）その他

3 . 閉 会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、斉藤委員長代理、小幡委員、櫻谷委員、小林委員、田島委員、本田委員、森委員、吉野委員

(法務省)

田辺泰弘大臣官房司法法制部参事官

(総務省)

坂本森男自治行政局行政課長、寺崎秀俊自治税務局企画課理事官、米田耕一郎自治税務局都道府県税課長

(財務省)

古谷雅彦大臣官房文書課企画調整室長
西村善嗣国税庁総務課長、石川紀国税庁徴収課長

(厚生労働省)

堀江裕医政局国立病院課国立病院機構管理室長
清川啓三労働基準局労働保険徴収課長、小林淳労働保険徴収課長補佐

(事務局)

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、堀内企画官、徳山企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので第8回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は逢見委員、寺田委員、増田委員が御都合のために欠席です。

本日から今後の対象事業選定に向けた議論の参考とするために、関係省庁からヒアリングを実施することになります。

今回は徴収関係業務につきまして、法務省、総務省、財務省、厚生労働省からヒアリングを行います。

それでは、まず法務省からお願いいたします。

(法務省関係者入室)

落合委員長 それでは、法務省から徴収業務と弁護士法、サービサー法等の関係について、お伺いしたいと思います。法務省大臣官房司法法制部田辺参事官に来ていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

時間も限られておりますので、10分をお願いいたします。

田辺参事官 法務省の田辺でございます。本日はよろしくお願いいたします。

各徴収業務の民間委託の関係につきまして、規制をかけている根拠法として、原則としては弁護士法の72条がございまして、弁護士法72条の特例として、一部債権回収が認められているのが、いわゆるサービサー会社と呼んでおりますけれども、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく、債権管理回収業者が債権回収をすることが特例として認められている位置づけになっております。特例で認められているサービサー法上も、今、御要望が出ております税金、賃料等につきましては、対象となっていないので、原則に戻りまして、弁護士法72条でできない関係にございます。

お手元に条文だけでございますが、資料を用意いたしております。5ページをごらんください。

今、申し上げたように原則規定が弁護士法ですので、そこに条文が書いてありますが、要約して申し上げますと、弁護士でない者は云々かんぬんの法律事件に関して、法律事務を取り扱うことができない規定になっております。法律事件を簡単に申し上げますと、法律上の権利義務に関して、争いや疑義がある案件を言うと解されております。法律事務は、法律上の効果を発生させたり、変更したり、そういうことが生じるような処理を言うということでございまして、既に不払いとなっている、いわゆる滞納している債権について請求して、それを回収することは、ここで定められている法律事件に関する法律事務に当たると一般には解釈されております。

既に期限を過ぎて払っていないということですので、争いがあるわけございまして、争いの内容は、そもそも債務を負っていないという争いもあるでしょうし、債務は負っているんだけど、お金がないので払えないという争いもございましょうし、争いの内容、程度はいろいろだと思いますけれども、そのような法律事件や争いがあることで、延滞債権の回収は、ここに該当するので、できないと解されております。

条文の趣旨は、既に照会いただいたペーパーで法務省から回答しておりますように、資格のない者に法律事件に関する法律事務の解決に当たらせることは、国民の利益を害することでございます。

順序が逆になって恐縮ですが、1ページに書いてありますのは、特例で認められております債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収業でございます。弁護士法の特例として、法務省が許可をしました債権管理回収会社は、一定の債権回収ができる。弁護士でなくてもできる仕組みになっております。ところが、これは先ほど申し上げた弁護士法の例外でございますので、取り扱える債権が一定のものに限られております。

1ページの2の「(1)特定金銭債権の定義(取扱債権の範囲)」とあります。正確に数えるともっと多いですけども、そこに列挙してある合計22の債権回収に限られることになってございまして、これ以外は債権管理回収会社も請求して回収することはできないこととなります。これは債権管理回収会社が認められた趣旨が、いわゆる不良債権処理の問題に対する解決として認められたという事情がございまして、そういう事情から、いわゆる原則として、金融機関の有する貸付債権などを対象としてつくられた法律でございますので、それ以外のものについては趣旨が当たらないので、その他一般的な賃料や売買代金の債権などについては、対象にされていません。

ということでございまして、いずれも弁護士法72条が根拠となりまして、御要望が出ております債権についての回収は、72条に違反すると考えられます。

1つ補足いたしますと、先ほど申し上げた法律事務を取り扱うことができない規定になっておりますので、法律事務に至らない事務であれば、取り扱うことができると解釈しております。

これまでの整理では、債務者に対して、いわゆる請求行為をする、督促をする、催告をするなどの行為は法律事務に当たるけれども、債務の確認をしたり、お支払いの御案内をさしあげるとは法律事務にはなりません。簡単にいいますと、あなたはこういう期限の債務が幾ら残っていますと連絡するとか、例えばデータベースで債権管理をする業務については、ここの法律事務には当たらないので、現行法上でもできると解釈しております。

ですので、網羅的には把握しておりませんが、一部の行政機関では、その限度におきまして、民間委託をされている例があると聞いており、それは72条との関係で、今、申し上げたような整理がついているので、その限度であれば問題がないと考えております。

簡単でございますが、よろしく願いいたします。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見のある委員は、御自由に発言をお願いいたします。時間の制約がありますから、法務省からの回答も含めまして、17時ぐらいをめぐりにさせていただきます。

それでは、お願いいたします。森委員、どうぞ。

森委員 今お話をお聞きしますと、いわゆる法務省が許可をしたら、いわゆる不良債権

の問題で、弁護士法の 72 条を除外することで、例えば先ほど来いような意味で出ております税の問題を含めたものに対して、あくまでも弁護士法の中でしか考えられない。いわゆる法務省はこの件については許可をされたけれども、ほかのことについては許可をしないというお考えを堅持されるわけですか。

田辺参事官 今の委員の御質問は、債権管理回収業者に、今ある決められた範囲ではなくて、税金などを取り扱わせるようにできないかということですか。

森委員 ここに 22 載っていますね。こういう中に加えることができないのか。これは、許可によってできないのかという質問でございます。

田辺参事官 取り扱う債権をどの範囲にするかにつきましては、以前からいろいろ議論がございます。この債権をもっと拡大すべきではないかという御意見もありますし、そこは本来弁護士が扱う仕事なので、民間業者にやらせるべきではない、簡単に言いますと、そういう議論になっておりまして、やはりそれぞれの債権の性質を見て考えないといけないと思っております。

ですので、現在ここの列挙している債権に準ずるものとか、理由があるものについては、勿論改正してここに入れることはできると思っておりますけれども、例えば税金の問題になりますと、税金債権について、どう考えるかという個別の検討になるかと思っております。

そこは財務省さん、金融庁さんからこの後ヒアリングがもしもかもしれませんが、1つは公権力の行使に関する問題でありますとか、やはり中立、公正、公平が求められる世界でもあるので、民間で効率的にやる方がいいのかどうか。あるいは弁護士法との関係でいいますと、先ほど申し上げた紛争のあるものは、本来弁護士がやる整理になっておりまして、税金の問題でありますと、金額が多いものもございましょうし、控除がどうだとか、税金の算定方法が不服だとか、紛争性があるために支払わないケースが多いのではないかと推測しておりますので、難しいのではないかと考えております。

落合委員長 斉藤委員、どうぞ。

斉藤委員長代理 サービサー法の債権の内容の拡大問題は、今の指摘のように、日弁連と法務省さんとの間でなかなか難しい問題があるんだと理解します。

サービサー法のときに、5 億円以上の資本金と弁護士を必ず取締役に入れるという条件によって、一応 72 条、77 条のところはカバーされていると思います。私はプロでないのでも全然わからないんですが、当時のやりとりでは、その辺で妥結があったように思います。税なので違うのかもしれませんが、あえて考え方として、弁護士をもう少し強化することを条件にするとか、何らかのことによって 72 条、77 条に関してだけ言えば、クリアーできることはないのでしょうか。

田辺参事官 弁護士法 72 条との関係で、サービサー会社が弁護士に準ずるといいますか、ある程度適正が確保できるようにということで、今、まさに御指摘ございました弁護士を取締役にするとか、資本金等の許可要件を厳しくして、かつ法務省の監督下に置き、行為規制もいろいろかけることで縛りをかけておるので、そういう会社であれば、債権をもっ

と増やしてもいいのではないかという議論は確かにございます。

その後は、要するに1つずつの債権をサービス会社が取り扱うのが妥当かどうか。

先ほど申し上げたサービスは、もともと設立された趣旨、目的がございますので、立法目的から余りに懸け離れてしまうことになりますと、そもそもサービスは、どういう存在なのかにもなります。

税金の関係につきましては、先ほど申し上げたような税金特有の問題、あるいは紛争性が高い債権は、今、サービスに認められているのは、原則として貸付債権でございますので、貸したお金を払わないこと自体の紛争は、勿論債務の内容自体の争いもあるんでしょうけれども、基本的には履行しないところの問題が大きいものに対して、やはり税金になりますと、勿論経済的に支払いが困難な方もいらっしゃるんでしょうけれども、不払いの理由がさまざまではないか。

サービスは民間会社になりますので、どうしても利益という観点で仕事をすると思いますが、そういうところに、税金を任せるのがいいのかという検討をしないといけないかなと思っております。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今のお話の中で、国税の方で取れるものは取ったらいいわけです。取れないものをどうしようかという話ですから、それは税金をどうするかという話ではなくて、今まで取れていないものを効率的に取っていきこうという話だから、問題はそんなにないのではないかと思うんですが、それでも民間企業がそこに参入することに問題があると考えていらっしゃるんですか。

田辺参事官 取れないものには、取れない理由があると思います。取れない理由は、お支払いにならないわけですから、お支払いにならない理由があって、そこに紛争があると考えておまして、紛争を間に立って解決するのは、弁護士だというのが現行の法制度の建前になっています。

簡単にいいますと、余り大きな紛争でなければ、弁護士でなくても民間業者が間に立って話をつけることはあるのかもしれませんが、非常に紛争性が高く、かつ税と言えば専門性が出てくる話だと思いますので、紛争性のある難しい債権を、しかも、税の徴収の専門の方がやってできないものを、弁護士でない民間業者が扱うのは、かえって混乱をする、あるいは問題が起きるのではないかと懸念してございます。

榎谷委員 私は税理士ですので、滞納の状況はある程度わかっているつもりですが、紛争がないものも結構あるわけですね。そういうものについては、問題ないということですか。紛争中のものと、紛争が確定してしまっていて、その後なかなか取れないものと、2つあると思います。それはうまく仕分けができれば、問題がないと理解してよろしいんでしょうか。

田辺参事官 先ほど冒頭申し上げましたように、紛争の中身として、例えば税の算定について勿論紛争があることもございましょうが、お金が用意できないとか、あるいは制度

自体について承服していないので払わないとか、そういうことも紛争の1つであると理解しておりますので、それを含めた紛争性と理解しております。

榎谷委員　そういうふうになってくると、弁護士でも難しい話になるのではないですか。制度そのものの話になってくると、弁護士でも解決できるお話ではないです。制度そのものになってくると、やはり国税が直接やらなければいけないと思うんですが、そういうものばかりではなくて、大半が普通の滞納だと思います。その大半を処理できればいいのであって、ごく一部の例外的なものがあるから、全部ができないことには、私はならないのではないかと考えています。

これは多分御省ではなくて、国税庁に聞かないといけないと思うんですが、一体どの程度明らかに紛争がなくて、あとは金銭的な事情で払えないのが普通の不良債権ですので、同じような手続や手順を踏めば、問題ないのではないかと考えています。

田辺参事官　制度自体について争うのは極端だと私も思いますけれども、経済的な理由で支払いができないことも、現行法上は紛争の1つであります。

これは、弁護士法72条の法律事件に関する法律事務に該当すると解釈されておりますし、お金がなくて払えない場合に、間に入って催告をする、請求をする、督促をすることは、一般的にいいますと、例えば過酷な請求をするおそれもあるわけがございますし、これは弁護士に扱わせましょうとしておるわけなので、そういうことから、やはり難しいのではないかなと考えております。

榎谷委員　そうすると、専門性を持ったサービサーであれば、そういう問題はクリアーできると考えてよろしいんですね。

田辺参事官　どの程度の争いがあるのかについては、私ども余り承知していませんので、ほとんどの場合がそうであるのか、あるいは紛争性は聞いてみないとわからないわけで、そこら辺はこちらの方では実情を把握しておりませんが、一般的には紛争性の高い事件であろうかなと考えております。専門の国税あるいは税務署の職員の方がやってもできないもの、払ってもらえないものでありますと、普通の民間会社の請求でなかなか取れないということであれば、そこは専門性を有するサービサーが出てくれば、もう少し効率的にということもあるのかもしれませんが、税の徴収は、税の知識もあり、きちんと説明もできる専門家がやって、なお難しいということであれば、まだ非常に強い紛争性が残っているんだらうなと考えておるわけでございます。

落合委員長　そろそろ時間ですが、小幡委員どうぞ。

小幡委員　紛争性のところは、私も引っかかっておりまして、もし本当に税額に専門的、技術的な争いがあるのであれば、当然不服申立て等の手続に入っているはずでございますから、それについては除外することによろしいと思います。

専門の税の行政に携わっている者がというお話ですが、通常は口座振替にしていない、あるいは納期限に支払われないというだけの状態で、民間の方にやっていただくところが想定されるのであって、専門の方が動くのは、強制徴収という一番最後に控えているとこ

るで動くのであって、むしろその前段階の話だと思えます。ですから、単に支払いを忘れて、あるいは経済的に苦しいからできれば払いたくないので、何を優先して支払うか迷っているというレベルのときに、何かやれるかということで、まだ強制徴収までいかない段階でして、必ずしも納期限までに払わないからといって紛争性があるという話でもない。今、樫谷委員がおっしゃったとおりだと思います。

ですから、国民年金の保険料等のところで、取立て等の行為規制をする形で立法されましたが、同じような処理がある程度可能なのではないのでしょうか。むしろ、ご説明の趣旨は、国民年金の場合は、ある程度定額のところがあるのですが、税金の場合は確かに所得税などについてはそうではない。人によっては大きな額になる。その辺りがあるかと思えますが、特に地方税などの場合は、必ずしもそうでもないものもございまして、支払われないから一律に紛争性があるという話にはならないと思えます。その辺りは、もう一度お考えいただければと思います。

田辺参事官 冒頭に御説明申し上げましたように、現行法でも忘れていた債務者に対して、一律に期限が来ましたのでお支払いくださいという連絡をしたり、債務があることを確認することは72条には違反いたしませんので、忘れていた方に忘れていましてお伝えする。忘れていた人が忘れていました、お支払いしますと納税する代行をする、そこまではできないとは申し上げておりませんので、そこは現行法でもやっていただければ、やっていただいていると思えます。

そこを超えて、民間会社が直接債務者のところに訪ねていく。それで払いなさいという交渉をする。本来弁護士がやるべきことであって、民間の業者に委託するのは、なかなか難しいのではないかとというのが私どものスタンスでございます。

小幡委員 国民年金の場合は、そこまでできるということで特例をつくったわけですね。

田辺参事官 国民年金の場合には、そういうことまでしてもいいといたしました。委員御指摘のように、国民年金の場合には、法律上金額が決まっておりますし、金額も総額で上限が三十数万円と決まっております。

社会保険庁さんの改革の必要性などもございました関係で行ったんですけれども、私どもは地方税の徴収が、社会保険庁のように地方で非常に大変かどうかという辺りについては、余り正確な情報は持ち合わせておりません。

落合委員長 まだいろいろ御意見があるかもしれませんが、あとの予定もございしますので、終わらせていただきます。

徴収関連業務の民間開放を検討する上で、弁護士法やサービサー法等、密接な関係がありますので、引き続き法務省の田辺参事官には陪席をお願いして、以降のヒアリングを進めたいと思えます。

(総務省関係者入室)

落合委員長 引き続きまして、総務省から地方税徴収関連業務等につきまして、お伺いをしたいと思います。

総務省自治行政局坂本行政課長、よろしくお願いいたします。なお、時間は10分厳守でよろしくお願いいたします。

坂本行政課長 行政課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、私人への公金の徴収・収納委託の部分、都道府県税課長の米田の方からは、地方税の徴収関連につきまして説明させていただきます。

資料2 - の方が行政課長の方でございますので、よろしくお願いいたします。

私人の公金・収納委託でございます。これは原則としては禁止をされておるんですけども、私人の公金の取扱いの範囲を拡大することについては、私どもの方ではさほどやさかではございません。

まず原則論だけちょっとお話をしてみますと、これは釈迦に説法でございますが、公金は住民の負託を受けて行うものという考え方を取っておりまして、その責任を明確にする、公正の確保・厳正な保管といった要請があるものですから、原則としては私人の公金取扱いを禁止していると整理されております。

しかし、住民の便益の向上を図られたり、収入の確保が間違いなくできるような場合には、地方自治法の施行令によりまして、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金というものについては、私人への徴収・収納事務の委託を可能としているものでございます。

実は具体的にこういう場合について対応をさせてくれというニーズがありましたならば、個別に検討してまいる所存であるという気持ちは常に持つておるところでございます。

したがって、先ほど言いました物品の売払収入については平成16年に私人の徴収・収納事務の委託を可能としたところでございます。

今回いろいろと御要請のありましたことにつきまして、私の方でも検討いたしましたんですけども、実は堺市さんからも個人の方からも要望が出されておりましたが、これは若干うちの方で検討した限りにおきましては、現行制度下でも十分対応が可能であろうと思っております。若干事実誤認があるのではないかと感じておりますので、その辺をよく御理解いただくとできると考えております。

税の徴収の方は、米田課長の方からよろしくお願いいたします。

米田都道府県税課長 都道府県税課長の米田と申します。よろしくお願いいたします。

資料2 - の方をごらんいただきたいと存じます。地方税の関係でございますが、1ページからごらんいただきますと、私どもは従来から、できるだけ民間でできることはやっていたという方針で最近まで進めてまいりました。

初めをずっと読んでいただくとわかりますとおり、例えば2つ目の のところでも、コンビニエンスストアで地方税が収納できるということ。

それから、一番下の4つ目の のところに書いてございますが、昨年4月1日付で通知を出しまして、解釈を明確化したという趣旨でございますが、2ページをごらんいただきますと、できるだけ業務委託の推進をお願いしたいとしています。

具体的な内容でございます。その下の にありますように「公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできない」と考えておりますけれども、その行使に関する補助的な業務を民間委託することは可能であるということで、具体的に言いますと「滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務」「インターネットオークションによる入札関係業務」、更に「差押動産の専門業者による移送・保管業務」といった点について、例示を挙げて民間委託できるというふうにしております。

更に今年の3月に、クレジットカードを利用した地方税の納付は可能であるという見解も示しております。

現在の状況で、もうかなりのことを明らかにしてきたと思っておりますが、最後の のところをごらんいただきますとおり、例えば滞納者の自宅を訪問して滞納の事実をお知らせするといったこと。更にその滞納者の地方税を収納するといった業務については、実は滞納者の氏名などが外に出るということもございまして、そういう意味で納税者のプライバシーの保護という点には、本当にそれでいいのかどうかということについては、私ども非常に危惧はしておりますけれども、その点について十分な配慮がなされるのであれば、これは現行法上禁じられていないと解釈しております。

ただし、最後に書いてございます、地方税法上の督促、滞納処分に係る財産調査のための質問・検査・搜索、差押等といった、要は強制執行にかかるような部分につきましては、地方公務員の中でも更に徴税吏員のみ認められた業務でございます。

そういう意味で、やはり税という性格上、こういうものを包括的に民間委託することはできないと考えております。

専門用語が若干ございますので、3～4ページ目をごく簡単にお目通しだけいただければと思います。必要がございましたら、また説明させていただきます。

落合委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見がございましたら、お願いいたします。

では、森委員どうぞ。

森委員 まず総務省さんの方からいろんな通知で、私ども自治体にとっても少しずつ税の徴収がやりやすくなってきたということもありますけれども、総務省さんがお考えになっている徴収の業務は、先ほど一番最後の のところでおっしゃいましたけれども、どこまでが公権力を含めてやることができると考えたらよろしいのでしょうか。

米田都道府県税課長 今、資料は省きましたけれども、3～4ページ目に流れがございますので、それで説明させていただきます。

まず税でございますので、賦課の部分と、それで税額が決定した後の徴収の部分でございます。そのうちで3ページの のところはまず賦課でございます。これはまさに民間ではできない部分と当然に考えております。

ただ、これを今度は「納税告知」の段に行きますと、そこで民間委託の例とございますけれども、補助的な業務としては納税通知書の印刷とか作成とか、こういうところは可

能だと思っておりますが、告知をする主体としてはやはり公務員だろうと思っております。

それから「 税の収納」の方に行きます。自発的に払っていただく分。コンビニ納付とかクレジット納付は可能だということできます。

4 ページ目をごらんいただきたいと思えます。ここからは法律上定められているものとして、まず納期までに納められていなかったものについて「 督促」がございます。これは後の差押え、公売に至る前の法律行為でございますので、ここについては徴税吏員がやらないといけない。しかしながら、事実上の業務としての印刷とか封入というのは可能だろうと思っております。

次の「 催告」がございます。これは事実上の行為でございます、言わば自主的納付の呼びかけです。ですから、一応納期までに納められなかった方のリストが作成できれば、それに基づいて何月何日までが納期でしたよという自主的な納付の呼びかけは、民間でも可能であると考えております。

以下「 財産の調査」「 差押え」「 公売」いずれも法律の強制執行にかかることですので、これは民間委託は基本的にはできない。その補助的な業務は可能であると思っております。

森委員 そうしますと、先ほどの法務省さんの弁護士法の 72 条を根拠にした、公権力の徴収の範囲というのは今と同じような見解でよろしいんですか。

田辺参事官 電話による自主的納付の呼びかけがどの程度かということになるのかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように、細部の確認をしたり期限のお知らせをするということは現行法上、弁護士法に違反しません。

催告という言葉は非常に法律上、請求権の行使のような言葉ではあるんですけども、実際にされていることは平たく言えば、要するに督促をしているわけではなくて、期限が来ていますとお知らせをしていることであれば、そこは弁護士法上との抵触はないと理解しております。

森委員 税務相談ということは、今ここの中にはなかったんですけども、例えばやはり公権力、個人情報の問題はあるかもしれませんが、こういうものはある面で民間のいろんな知恵を含めてやることはできると思うんですけども、税務相談はどうなんでしょうか。

米田都道府県税課長 基本的には税理士に限られているんだろうと思えます。具体的には地方の市役所でも、恐らくいろんな相談のときは税理士さんに来ていただいて、御相談を受けていただくことは現在でもあるのではないかと思います。

寺崎企画課理事官 若干補足をしますと、現在、地方団体で行われている例では、例えば住民税というのは、私は引っ越したんですけども、なぜ来るんですかと。それは1月1日の住所地ですよということを電話でお聞きになられたときにオペレーターの方がお答えするというをやっておられるのは実際に聞いたことがございます。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。斉藤委員どうぞ。

齊藤委員長代理　こういう業をしている人からの希望はともかくとして、先ほどお話のあったように、堺市とか蕨市とか、森委員がいらっしゃるので、現実に地方の行政をやっておられる方々が、ある意味では非常に悩んでおられる。現実には皆さんの方がよく御存じだと思いますけれども、滞納してわざと時効に持って行って逃げる。そういう動きが非常に強くて、国税の場合だとしっかりやっておられるかもしれませんが、現実はどうか知りません。

ただ、地方をいろいろと回りまして、そういう話題をしますと、地方の悩みがあるわけですね。税収の公平性から見ると、いわゆるサラリーマンとかそういうことから見ると、地方の事業体の滞納状態、納税の十分でない状況で非常に悩ましい問題があるんだと思うんです。

もう既に、今、御説明があったように、かなりの部分が工夫によって民間にもやらせられるということがあると思うんです。いろんな切り方があると思うんですが、今もある程度地方の行政でも催促や督促をいろいろとなさっているだろうと思うんですけれども、一つの考え方は民間のハングリー精神を使って、そういう滞納者を一回徹底的にカバーしてみようということも、公平性の問題から見ても非常に必要なのではないかなと思うんです。

さりながら、やはり公権力の行使という問題、まさしく弁護士法 72 条の問題とかあるのでしょうかから、そこは弁護士法にやらせながら、それを工夫して民間の力を利用して、より地方財政が潤うようにやるという一歩進んだ考え方はないでしょうか。

米田都道府県税課長　まさに公平の見地から、公平に税金を納めていただくというのは非常に重要な点だと思っておりますし、最近、地方の自治体もその辺は一生懸命勉強しながらやらせていただいていると思います。

その中で地方税の徴収全般にわたって、例えば民間の専門家に任せてはどうかという御議論があることは我々もよくわかっていますが、やはり税というのは地方税も国税もそうなんですけれども、言わば普通の債権と違いまして、何かの給付があるから、それに基づいていただくというものではなくて、こういっては何ですけれども、地方公共団体や国のサービスという抽象的なものとの対価が言えるかと思いますが、そういうものではなくて、ある一定の要件に従って、言わば強制的に徴収をお願いするもの。かつそういうことあるものですから、裁判に訴えなくても自力で、執行権で強制執行ができるという構成になっております。

そういう意味で、これが民事債権と同じような形で徴収がされるということになると、その間の区分が少しあいまいになるのではないかと。国民の側からなんですけれども、そうなったときに税としての特質性から来る徴収の信頼という面に非常に大きな影響を与えるのではないかと私どもは心配しております。

そういう意味では、そこまでは地方税も国税も同じだと思いますけれども、そこが一番心配だと思います。

落合委員長　河審議官、どうぞ。

河審議官 事務局がよけいなことを言う時間ではございませんけれども、先ほどの法務省さんの御説明と今の総務省さんの御説明と、さっき小幡先生が若干補足して下さった公共サービス改革法との関係を御説明します。国民年金の収納事業に限って言いますと、モデル事業で今やっているわけでありますが、モデル事業でやっているということは、催促が1回ならば弁護士法に触れない。

例えば2回というのは比喩的ですが、法律上の争いになることとされ、弁護士法に触れる可能性がある整理されており、先ほど法務省さんがおっしゃったことと重なります。

その意味でモデル事業では、簡単に言えば1回までにしてくださいとなっております。その結果、実際に収納事業をより発展させるためには、公共サービス改革法において、弁護士法の特例として、2回以上でも催促できるようにしました。

これは、法務省さんがおっしゃった部分で触れるか触れないか、微妙なところも超えられるようにしようとしたものであります。公共サービス改革法で国民年金の収納事業に限って、弁護士法の特例72条のその他の別の定めがある場合はこの限りではないという、その定めを入れさせていただいた。

ですから、今、ちょうど2省庁に来ていただいていますけれども、1つは社会保険庁としてどこまで民間にできるかどうかという議論と、今度は逆に民間にやっていただくにしても弁護士法という別の法律がその行為について、必ずしも望ましい形までできないとするなら、その法律に手当をしなければいけない。その2つの議論をして、公共サービス改革法では今のような形で、国民年金の収納事業をセットしたわけです。

先ほど来、先生たちのおっしゃっているように、弁護士法の特例あるいはサービサー法の方でもうちょっと深くできないかという御議論もありますし、今度は社会保険庁の事業から言うと、もっと事前の段階、催促が1～3回の問題ではなくて、もうちょっとほかの権限にわたるものもできないだろうかという部分もある。多分それが今、総務省さんがお答えになっている部分の2つのお答えの部分だろうと思います。そこからは御検討の世界だと思います。

落合委員長 本田委員、どうぞ。

本田委員 先ほど話がありましたように、地方公共団体からの要望がたくさん来ているわけです。できるだけ民間でやれるようにしてくださいということです。自治行政局というのは、私は非常に妙な感じで聞いているんですけども、できるだけ民間委託ということをやっている。一方で、公権力とかいろんな問題があるんですけども、地方自治体は自治体で財政的にも大変御苦労をされているから、いろんなことが要望として上がってくるんだと思うんです。

その中で2点お聞きしたい。1点は、例えば催告の問題でも、難しく考えると狭くなってきますけれども、催告も広い意味で民にやらせていこうという考え方は自治行政局にはないのかということです。

もう一点は、法務省さんに聞いたかったですけれども、公権力だとかそういうのを行政サービスを効率的に行なえるようにするというサービス法の目的に沿って議論して、この中でやろうといったときに弁護士法の特例を法律の中に設けるわけでしょう。そこについての法務省の姿勢はどうか。この2点を両方にお聞きしたいと思います。

米田都道府県税課長 ここには例で催告と入れましたけれども。

本田委員 催告だけではなくて、いろいろな要望が来ています。それは恐らく背景には、法律と同じで、質の問題とあくまでも財政の問題があります。経費をどう減らしていくかという悩みの中で、これを民間にやってもらえるのだろうかというときに、勿論、公権力の問題とかいろいろとありますけれども、できるだけ前広にしようという姿勢はございませんか。

米田都道府県税課長 私どもはこれまでも非常に前広にいろいろと直してきたと考えております。ただ、先ほど申しましたように、税の信頼という観点から、ここだけはちょっと難しいのではないかという点で、無理ではないかとお答え申し上げます。

とりあえず、今、やっていることで、納税者側、課税する側でどういう変化ができてきているのかというのは、これからもよく見極める必要があると思いますけれども、気持ちとしてはできるだけ地方公共団体の方にお答えをしたいとは思いますが、それが大きな目で見ると、やはり税に対する信頼を覆さないような、その点での極めをこれからもやっていきたいと思っております。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。法務省田辺参事官、どうぞ。

田辺参事官 お尋ねいただいた件でございます。今、御説明がありましたように、国民年金につきましては弁護士法72条の特例という形で公共サービス改革法の方に入れて、いわゆる請求もできる、督促もできるという形にしましたので、およそ議論の対象でないとおっしゃっているつもりは全くございません。

ですので、今、総務省さんの御指摘の税金という性格上そういうことがいいのかどうか、あるいは実際に今、御説明がありましたように、電話による自主的納付の呼びかけなどを地方自治体はされておられるわけですね。それではもう全然対応できないという状況なのか、それを活用すればもっと効率が上がるのかどうかというのは、私どももよくわかりませんし、どうして払わないのかということもやはり重要だと思うわけです。

およそお金もないということであれば、それはサービサーにやらせようがだれにやらせようが徴税はできないわけなので、こういう実態があって、こういうニーズがあることがわかり、かつ先ほどの税金の問題なども含めて、それはそういう検討をすることについては、私どももその議論にはきちんと加わる考えでございます。弊害がなければ、そこについては国民年金と同じことになると思います。

落合委員長 では、小幡委員、どうぞ。

小幡委員 公金の徴収・収納に関して、私人に委託することができるという書いてあって、地方自治法も政令で列挙しているし、あるいは個別法でもたくさん規定がございますね。

そうしますと既に民間開放できるという話だと思いますが、法務省の方で御懸念が先ほどからあったのと対比してお聞きしたいのですが、この公金の徴収・収納については、個人情報との関係で守秘義務の問題とか、あるいは弁護士が会社に入るとか、そういうことは全然書かれていなくて、ただ私人に委託できるということで済ませているわけですが、今でなくてもよろしいのですが、データの自治体が現実にどのぐらいこれを使っているかとか、何か問題点があるかとか、後でも結構ですから、多少データをいただければと思います。

要するにこういう問題について、税金の方では、非常に難しいという話があって、他方、公金の方では、簡単に民間でできると言っていて、非常に大きなコントラストがある感じがいたしております、もし可能であれば、法務省の方にその辺をお伺いしたいのですが、どういう御理解でしょうか。

田辺参事官 まさにこの公金が何を指すかになるかと思えますし、徴収・収納事務ができると書かれていて、法律上もそうなっているので、これが先ほどの債務がありますよという連絡をして、収納代行をするということであれば、それは賃料であろうがほかの公金であろうが、弁護士法との関係では問題がないと思います。ですので、実態というか、どういう債権でどういう扱いをしているのかということになるかと思えます。

小幡委員 もしも国民年金で可能になった、要するに自宅の方に出向くとか、そういうことをしているということは、やはり弁護士法との関係で問題が出てくるので、別途法律上の手当が必要だというお考えでよろしいですか。

田辺参事官 もし直接の請求ということまでされているのであれば、そこは私どもとしては弁護士法72条に違反すると思えます。

落合委員長 何かデータはございますか。

坂本行政課長 全部の団体とかそういうものを調べているわけではないんですけども、ある団体の中で私人の徴収の委託がどのぐらいされているのかを個別の団体で調べたことはございます。

例えばある団体で使用料については、公の施設についての使用料、これは歳入額で6億円ほどあった団体なんですけれども、地方公共団体の直営の公の施設の場合は直営で収納されておりまして、それが3億5,000万円。

指定管理者制度を使った施設の場合には、これはもう私人の委託という形になりまして、100%委託になっております。

そのほかの例えば水道料金などの私人の委託の話もございますけれども、この場合は口座振替分が76%で、納付分の中では私人の委託分は大体15%ぐらい、コンビニ納付も13%ぐらいはされておるということでございます。

基本的には施設、いろいろと住民の便益が損なわれないようなときには、地方団体は結構活用はされているということだろうと思えます。ただ、公の施設で直営のところは窓口が直営になっておりますので、そこで収納されているという実態でございます。

小幡委員 私人の委託という場合、コンビニの扱いのようなものを含むわけですね。

坂本行政課長 そうです。

小幡委員 わかりました。

落合委員長 まだまだ御質問、御意見はおありかと思えますけれども、予定の時間がまわりましたので、本日の総務省からのヒアリングは終了とさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)

(財務省関係者入室)

落合委員長 それでは、よろしゅうございますか。引き続きまして、財務省から国税徴収関連業務等につきまして、お伺いをしたいと思えます。

古谷財務省大臣官房文書課企画調整室長、よろしく願いいたします。時間が限られていますので、10分厳守ということをお願いいたします。

古谷企画調整室長 説明の方は、国税庁の総務課長の方から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

西村総務課長 国税庁の総務課長の西村でございます。どうぞよろしく願いいたします。座らせていただきます。

国税庁の方からは2種類の資料を用意してございます。資料というのと参考資料というものでございますが、お手元でございますでしょうか。それを適宜参照しながら御説明していきたいと考えております。

まず、国税事務でございますけれども、資料3 - と3 - になっているかと思えます。3 - の方は個別の案件が入っておりますので、3 - をごらんになっていただきながら、必要に応じて3 - の方に触れさせていただきます。

それでは、3 - でございますが、徴収に当たりまして、まず、総論的なことを説明したいと思えます。

資料の1ページでございますが、国税庁の関係の事務でございますけれども、定員が伸びない中で、最近はかなり業務量が増えてきている状況でございます。上の方の表でございますが、例えば所得税の確定申告書の提出件数につきましては、2,300万枚を超えております。

これは、例えば、最近、中途退職などによりまして、給与等の支払者による年末調整が行われていないものですから、いわゆる還付申告に至る例が多いなどの理由によるものでございます。

続きまして、法人につきましても、例えば起業といった、業を起こすことの多様化などによりまして、法人数は逐次増えてきておりまして、今後も会社法の改正によりまして、おそらくもっと増えるんじゃないかということでございます。

そういった中におきまして、私どもに課せられました使命であります、適正・公平な課税ということでございますが、これはまさに徴収をもちまして完結をいたしますので、こ

ういった意味からも、国税といたしましては、一生懸命、滞納整理に邁進しておるところでございます。

滞納というのは、定義いたしますと、法定納期限を徒過いたしましても、国税が収納されていない状態でございます。

滞納残高の推移でございますけれども、下に表をお付けしてございますが、逐次残高を減らしてきており、1兆7,000億円を超えた状況でございます。

中でも消費税の滞納につきましては、消費税が預かり金的な性格を有することから、非常に問題であると考えているところでございます。

まず全体的な話でございますが、2ページをごらんいただきますと、滞納につきましては、税制改正によりまして、消費税の免税点が引き下げられております。

従来は3,000万円から1,000万円に免税点が引き下げられたことによりまして、消費税の課税事業者がかなり増えている状況でございます。したがって、それに伴って滞納も増えるのではないかと非常に懸念されたところでございます。

その状況でございますが、例えば平成16年と17年の線で囲みまして徴収決定を見ていただきますと、17年は消費税の課税事業者が16年の4倍になったということでございます。

これに対しまして、国税といたしましては、組織を挙げて努力いたしました結果、期限内収納割合が金額ベースで、平成16年が88.6%、平成17年が88.8%ということで、消費税の課税事業者が非常に増えたにもかかわらず、おかげさまで滞納が増える状況は避けられたということでございます。

滞納になった割合については、一番右の方に「督促状の発付」という欄がございますが、例えば、これの金額で見ていただきますと、平成16年は9.6%、平成17年は8.4%ということで、そういった意味からも滞納が増えるということは避けられたという状況でございます。

続きまして、3ページでございますが、これは別の観点から国税の全体における滞納整理の状況を示したものでございますが、要は何を言いたいかということ、徴収決定後、翌年度末までにその徴収決定された税額の99.5%は徴収しているということです。言い換えますと、当該年度中に99%は徴収決定された分についての徴収まで完了しているということでございます。

全般的な話は以上にいたしまして、それでは具体的に滞納整理はどうなるのかということでございますが、4ページをごらんいただけますでしょうか。

「2. 国税の滞納整理の流れ」というのがございますが、国税の滞納整理は以下のように進むところとなっております。

まず、国税の法定納期限、例えば個人の所得税ですと、3月15日でございますが、国税通則法という法律がありまして、これから50日以内に督促状を出すということになっております。

督促の法的意味は、差押えの前提となる行政処分ということで、このことは最高裁判例によって確認されておりますが、これを必ず出さなければならないということです。

50日というのは、マキシマムでありまして、実際上は確定申告期以外であれば、大体25日で督促状を出しております。

督促を出すことによりまして、最高裁判例で確認されましたように、差押えまでいっていいという法律上の状態に滞納者はなるわけでございます。

その後「納付しようよう」とありまして、職員の臨戸、集中電話催告センター、俗に言うコールセンターであります。そこで納付しようようを行っておるところでございます。

コールセンターにおける納付しようようというのは、督促の後でやる、すなわち強権発動的な要素の非常に強い財産調査とか搜索、それから差押えなどがいつでも可能な状態の下におきまして、納付しようようを行っているということでございます。

続いて、財産調査というのがございます。これは文字どおり調査で、臨場いたしまして、財産状況、支払い状況等を調べます。

それから、搜索につきましては、法律上金庫を自ら開けてもいいという権限までが、法定されているところでございます。

差押予告の後、差押えでございますが、一般の民事の世界と異なりまして、国税の場合には債務名義がなくても、確定判決がなくても差押えができます。俗に言う自力執行権でございますが、それをもちまして、年間20万件ほどの差押えをしているところでございます。件数につきましては、後でまた詳細に御説明申し上げます。

そういった形で、滞納者の具体的な納付をしようとする意思、財産の状況、それから資金繰りの状況等を総合的に勘案いたしまして、硬軟取り混ぜて、硬ということは、先ほど来、御説明しておりますとおり、財産調査、搜索、差押えでございます。

更に、ちょっと細かいところでございますが、横に吹き出しがありまして、交付要求というのがありますけれども、これは何かといいますと、例えば滞納者がいわゆる民事上の債権なんかを履行遅滞になっておりまして、強制執行を受けている可能性がありますので、誰かが民事上の強制執行を申し立てていた場合には、そこに国税が乗っかりまして、うちの滞納分についても下さいという制度があります。それが交付要求でございます。その下の方に第二次納税義務というのがありますけれども、本来の滞納者が払えないような状況であったとしても、その滞納者が法人である場合、法人を解散いたしまして、例えば財産を清算人がほとんどそっくり移管してしまったという場合には、その清算人に対しましても、滞納を追及できるという規定がございます。

そういった意味から、具体的には法人が解散しまして、それで国税を納付しないで清算人が残余財産の分配をしたような場合等々につきましては、清算人にもかかっていけるというのが第二次納税義務でございますが、こういった硬のいろんな手続を使いまして、かつ軟というのは、具体的には分割納付の相談にはもちろん応じますし、例えば換価の猶予というのがあるんですが、事業を継続できないような場合は一時公売手続を止めるという

こともありますので、まさに硬軟取り混ぜまして、千差万別の対応をしておるところでございます。 国税の場合に、まず、督促の後にコールセンターにまいります、高額事案、例えば 1,000 万円を超えるような滞納は、コールセンターには行きませんが、それ以外のものはほぼ全部一旦コールセンターで納付しようといういただきますけれども、その後は、滞納者の状況に応じまして、納付意思が認められないといった場合には、署に事案を速やかに戻して、強制徴収手続に入るといったことを具体的にやっているところがございます。

それで、抽象的に申してもわかりにくいと思いますので、参考資料の方をごらんいただけますでしょうか。3 - でございます。

これは、あくまでも仮想事例でありますけれども、4 例ほどあります。

落合委員長 あと残り約 4 分ぐらいですので、よろしくお願いします。

西村総務課長 わかりました。例えば、いわゆるコールセンター内ですべて完結するというケースが事例 1 でございます。

事例 2 は、差押えまでは行かなかったけれども、財産調査をしたというケースでございます。

事例 3 というのは、差押えをしたところ、自主納付があって無事完結したというところでございます。

事例 4 というのは、差押えしても、なおかつ納付意思が認められなかったので換価まで行った事例でございます。

こういったように、滞納者の状況に応じまして、漠然とやっているのではなくて、硬軟取り混ぜまして、やっているところがございます。

国税の全体の徴収の業務量でございますけれども、元の資料に戻りまして、5 ページで、国税局、税務署を併せまして約 4,000 名の職員がおります。

6 ページでございますが、年間約 1 兆円の滞納整理を行っているところがございます。件数的には、財産調査が年間約 150 万件、それから差押えが年間 20 万件でございます。等々によりまして、まさに硬軟取り混ぜましてやっているところがございます。

そういったことの状況下におきまして、国税庁といたしましては、7 ページでございますが、ここに書いていますとおり、督促の後は文字どおり公権力の行使と密接不可分の状況の下におきまして、なおかつ滞納者の千差万別の状況に応じて、適切に対応しないと滞納整理は進みません。全部が全部誠実な人ばかりではございません。単に払ってくれと言っておりまして、払ってくれない人がいるのも事実でございます。

なおかつ国税の場合には、極めて守秘性の高い個人情報に接する機会が多うございます。搜索調査の際とか、更には申告ないしは課税調査の際におきまして、極めて守秘性の高い個人情報に接しているところがございます。

したがって、国税としては、次の 8 ページに書いてございますが、できるだけ外部委託、アルバイト化を進めておりますものの、こういったことを総合的に勘案いたします

と、官民競争入札にはなじまないのではないかと考えておるところでございます。

それから、徴収以外で、納付書の送付と振替納税の勧奨というのがございますが、おのおのポイントは資料に付けてございますが、納付書の送付の関係につきましては、既に外部委託を活用しておりまして、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる領域と言えるのか、そこは疑問であると考えております。

振替納税の利用勧奨でありますけれども、これは税務署であらゆる機会を利用してやっております、特に申告書の提出時が有効ですけれども、そういったことを考えますと、いかに事務を切り分けるのか、それは非常に困難ではないかと考えているところでございます。

説明を端折って恐縮でございますが、以上です。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の方から御自由に御質問、御意見をお願いしたいと思います。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 国税の滞納については、私も税理士ですので、またコンサルティングをやっています、いろんな場面に出くわすので、かなりシビアにというか、今、一番怖いのは、街金と国税だと言われるくらいシビアにやっぺらっぺらして、それはそれで評価できるところだと思うんです。

また、いろんな対応も評価できるんですが、ただ、これだけの多額の不良債権というんでしょうか、滞納債権がある。この中で、人も増やさないといけないというお話になってきているわけですね。

そうすると、やはりできるだけ人を増やさないようにするためには、アウトソーシングを相当思い切ってやらないと、なかなか財政の再建も進まないわけです。

その中で、いろんなものを外注してらっしゃるといことはよくわかるんですが、だから単純な業務というのも、ここに示された案件というのは、まさに難しい案件だと思うんですが、そういう案件ばかりでもないし、例えば、金額で何十万と限ると、もっとできる部分があるのではないかなと思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

石川徴収課長 外部資源の活用につきましては、総務課長の方で説明を省略させていただいたんですけれども、資料の3 - の8ページ目のところに、幾つか外部委託の例を書かせていただいているところがございます。 の部分が民間の方に委託をお願いしている部分でございます。

それから、民間委託とはちょっと違うんですが、非常勤職員、いわゆるアルバイトという形で職員の下で外部の人材の方に活躍していただいております。

定型的な業務でございますが、督促状でございますとか、定期催告書の印刷等をお願いしておりますし、下の方に行きまして、先ほども総務省さんの説明でも一部あったかと思われませんが、差押財産の搬送でございますとか保管、それから差押財産の鑑定・評価事務、不動産の公売広報業務といったものも民間委託しております。

1点ちょっと追加で口頭の説明になるんですが、実はせり売りというのが公売の中にございまして、これなども専門のオークション業者の方に委託をしておりますし、これの委託のもう少し拡大した形で現在IT技術の発展なども踏まえまして、インターネットオークションなども活用できるのかどうか、そういうところを民間委託できないかどうか検討をしているところでございます。

多分、御照会の話は、催告などの簡単なものとか、少額のところの催告も含んでおられるかと思いますが、まず、これにつきましては で書かせていただいております、外部資源の活用という意味では、全国の集中電話催告センターにおいて、非常勤職員の方100名程度に来ていただいております、最盛期はもっといたんですが、職員の指導の下で催告事務に当たっていただいているということでございます。

国税の場合は、催告事務において、少額か多額かで分けるということにはなっておりません、少額の方であってもなかなか納付困難な事例もあります。少額の方であっても、端的に言いますと、延滞税が高過ぎるとか、課税に不満があるという方もいらっしゃると思います、そうなりますと、税務署の方の強制処分に回すかどうかという判断も必要になります。更に催告の中でも個別の納税者の方々の事情を十分聴取いたしまして、分割して納税するという計画を説明される方については、それを聞いた上で、これは実はアルバイトの方にも聞いていただいているんですが、その上で職員たる上司の指導の下で、分割して納税するというものを受けていいかどうかということも判断して回答しているところです、アルバイトの方が単純な事務以上のことまで職員の指導の下でやっているということもありますので、少額だからということで切り分けて、職員の個別の指導の下から切り離すということになりますと、果たして今やっているような形での効率的な集中電話催告センターにおける事務の確保が可能かどうかということについて疑問があるところでございます。

ただ、先ほど来申しておりますとおり、限られた定員の中で外部資源の活用ということでアルバイトの方にも活躍していただいております、そこについてはこれからも引き続き検討してまいりたいと思う次第でございます。

西村総務課長 少額の滞納でありましても、財産調査とか差押え等の公権力の行使の必要性の判断はどうしても伴ってまいりますので、いわゆる徴収職員の指導監督の下でアルバイトを雇っているという状況でございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 私が言っていますのは、一兆幾らというのは相当の件数だと思うんです。国税の職員の方も限られてくるわけですね。

今みたいなアルバイトの対応で、果たしてどの程度カバーされているのか。なかなか対応できないのではないかと。そうすると、少額では単純なものが、少額だけではだめなのかもしれないかもしれませんが、単純なものがあれば、そんなものはアウトソーシングできないのかなと単純に思うので、それすらできないのかどうか、御検討をいただきたいと思っております。

ます。

落合委員長 ほかにございますか。石川課長、どうぞ。

石川徴収課長 催告だけというわけではないんですが、先ほど来説明しておりますとおり、ある程度の事業については、民間委託は検討しているところでございます。本当に単純な催告事務があるのかどうかということは十分検討しなければならないかと思えます。先ほど総務課長が説明しましたとおり、公権力の行使の判断が常に伴いますので、そこは十分検討していかなければならないのではないかと考えているところでございます。

ちなみに、集中電話催告センターで金額的にはまだ少ないんですけども、滞納の案件だけを考えますと、約半数ぐらいの件数については、現在、こちらの方で集中的に催告するようになっています。限られた定員の中で、外部のアルバイトの方も活用してやらせていただいております。そういう方向で是非検討させていただきたいと思う次第でございます。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 今、大変徴収率も含めてすごく頑張らせていただいているという中で、コールセンターの業務というのは、ある面では、いわゆる定型的な分類ができるのではないかと思います。

そうすると、限られた人数の中で、例えば先ほどおっしゃってましたように、いわゆる皆さん方の御指導の下で、その分だけ切り出すというようなことというのは、人によってもっと調査とか、更に徴収を上げることを含めて、あるいはもっともっと税の体系が複雑になってくればなるほど、より専門的な知識、プロフェッショナルが必要だということを考えてみたら、逆に言うと、ある面では定型的と申しますか、そういう業務というものが、例えばコールセンターの中でひな形、私ども自治体の中でもコールセンター的な業務がどんどん出ておるということを考えてみますと、そういうことは可能であるかどうかということ。

もう一つ、実はコールセンターにどれだけの人員が張り付いているのか、これが私どもはわかりませんので、それも併せて教えていただきたいと思います。

石川徴収課長 人員といいますのは、先ほどアルバイトのことを申し上げましたけれども、同じ8ページのところに書かせていただいておりますが、これもちょっと時期によつてずれることがあるんですが、職員が約100名、その下でアルバイトの方が約100名、総計200名体制でやらせていただいております。

実はここに来る前もいろいろ法律を勉強させていただいたところなんですけど、私どもの公共サービス法の理解でございますと、先ほど委員の方から職員の指導の下であればというお話があったんですが、私どもの理解としては、法律で民間の方がその業務を落札した場合、事前に個別に細かく指導するようなことは、なかなか難しいのではないかと法律を読んでおりました。

落合委員長 監督の問題は、やはり対象とする公共サービスの種類、内容等によるわけ

ですけれども、切り出した公共サービスが官がやっていたことと比べてみて、劣化するということがないようにということで、官の方で委託事業者に対して十分な監督をすることが公共サービス改革法でも義務づけられております。そういう意味では、公共サービス改革法の対象になるものについては、むしろ切り出したことによって公共サービスの質が十分になるし、それから効率性も高まるということを実現しようという趣旨ですので、いろいろ切り出すといろいろ問題があると言われておりますけれども、効率的にすると同時に問題がないようにするのが法の目的です。まず第一に公権力の行使についても、公共サービス改革法は全くそれを除外していない、むしろそれを取り込んでいるということがありますし、第二に、それから地方税ではかなり補助的な業務については、民間委託ということが行われているのに、どうして国税の場合はだめなのか。そういうことをやると非常に問題が生じますということと言われておられると思うんですけれども、その辺のところ、やはり自分ですべて手元に置いてやらなければ国税徴収というものはうまくいきませんと主張されているように聞こえましたもので、その辺のところはどうなのかなということですが、いかがでしょう。

石川徴収課長 私どもの方でも、ここに来る前に地方税のことを調べては来たつもりなんですけど、8ページのもので説明させていただいたようなことは、大体地方税においても、しておられることかと思えます。

それで、先ほどの総務省さんの説明を聞いていて、電話の催告の仕方のところはちょっと違うかと思えます。期限が来ていますよとか、払う意思がありますかということでは、当方の催告の場合にはそれでは終わらないという性格がございます。手元に資金がないのだからということになれば、法律上認められた行政処分である換価の猶予というところの規定を使うかどうか、本当に払う意思がないのに偽って適当に3回とか4回とか言っているのかを見極める必要があります。本当に意思があるのであれば、アルバイトの方も含めて、そこは意思がありやなしや否やだけでなく、何回で払っていただけるのか、いつまでに払っていただけるのか、について聞くだけではなく、その後、本当に納税していただいたかどうかという追跡のところまで、こちらはカバーする業務をしています。地方でいわゆるコールセンターと言われていらっしゃる方の業務とは、当方の業務はちょっと違うのではないかと思った次第でございます。

西村総務課長 法律的にいいますと、いわゆる納付しようよという行為は、払ってください、払ってくださいというだけなんですけれども、国税の場合には、督促の後なんです。つまり、法的に差押えを受ける地位にある人に対してやっているものですから、非常に差押えとか搜索との距離が近くて、そのために、滞納者の状況によって千差万別さを要求されます。

したがって、臨機応変な対応が要るので、うちの職員がどうしても、アルバイト化ということでも、幹の部分は見えていないといけないという御説明をしているところがございますし、一般に督促状を出す前の段階で支払ってくださいという話ではなくて、より深刻な

事態に法的にも追い込まれる中での話でございまして、徴収課長が申しましたように、少額であっても、やはり公権力の行使の話に非常に近いものですから、逆に硬だけではないので、硬であれば第二次納税義務まで行きますけれども、軟もありまして分割の話とか、それもこの人の資金繰り財産状況から見て、どれくらいであれば分割納付を本当にやってくれるのかとか、延びれば延びるほど一般的には信用性に欠けるわけですから、そこも踏まえながら、それをある程度は先ほどの事例の1ですと、要するにコールセンター内でできたんですけれども、事例2になりますと、非常に個別にやっていかなければいけない。署に戻しまして実際にやるということで、なかなか切り分けが、督促の後、公権力の行使が非常に近い世界の中で行われているものであるということで、毎年1兆円以上の新規滞納が発生する状況の下で、全体を減らしておるということを、ここで改めて御説明申し上げたいと思います。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 それは公権力の行使というよりも、裁量権が相当多いと理解してよろしいですかね。現場、現場での裁量は相当あるので、なかなか民間に任せてもできないんじゃないか、こういう御説明と理解してよろしいんでしょうか。

西村総務課長 裁量は全くの自由裁量という話ではなくて、法規は抽象的に書いてありますから、抽象的な法規範を具体的な事実関係に当てはめてどうかという妥当性も含めた判断を要求されています。

それに当たりましては、実際にこれまで多くの事例を見てきた国税の方で、具体的な法規を具体的事例に当てはめて、どういった形で具体的に展開したらいいのかというノウハウ的なものもある程度あると思います。

あと、自力執行権は国税だけでございますので、そういったものも含めて御理解いただければと思います。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 それは確かに法律のノウハウだと思うんですが、では公務員でないといけないと言われると、それは法律に従って肅々とやるということについては、公務員でなくても民間の中でルールがきちんと決まっていればできるんじゃないかと思うんですが、そのルールが相当裁量があるという話なのか、それともルールはちゃんと決まっていると、それに従ってちゃんとやっているということなんでしょうか。

西村総務課長 ルールは法規であり通達まで決まっております。法律に基づく行政ですから、特に租税法定主義の関係がありますから、私どもは通達を発しまして、課税処理、滞納処理、滞納処分の統一性の確保に努めているところでございますが、そこに機械的に当てはめて、イエスかノーか出せないわけで、裁量というのはその判断ということでございます。

それで、私どもといたしましては、資料7ページに書いてあるようなことを改めて御説明申し上げたつもりでございまして、なかなか入札にはなじまないのではないかというこ

とを申し上げているところでございます。

落合委員長 ご説明は、どちらかというところ、確実に徴税目標を実現するという仕組みに特化した形で一生懸命やっていますということだと思えますけれども、同時に、そのシステムが公共サービス改革法の観点から見たときに、民間に一部切り出した場合と、切り出さない場合とで、一体効率性という観点から見たらどうなんだろうかという視点から国税徴収業務というのを見た場合、この辺のところは、どのような認識になりますか。

西村総務課長 今までほかの例がなかったものですから、そこを急にお問いかけになりまして、いかんともお答えし難いものではございますが、私どもとしては、できるだけ効率的に毎年1兆円に上る新規発生滞納を整理しているということで頑張ってきているということしかお答えできないところでございます。

落合委員長 公共サービス改革法は、まさに効率性というものが非常に大きな導きの星となっているわけなので、そういう視点から更に検討を進めていただきたいと思えます。

小林委員、どうぞ。

小林委員 今、言っていただいたことなんですけれども、私がよく理解できないところは、徴税業務といいますか、全体の国税庁さんがやっていたら業務の業務量、業務プロセスというのがどういうふうになっているのかということがちょっと理解できないもので。川上の部分というのはそれほど大きな問題ではなくて、川下の部分、滞納整理の業務量が非常に多くて、そこは離せないんだという理解でいいのか、それとももう少しプロセス全体を見られて、ここで外部資源を活用していると言われていたところのプロセスもあると思うんです。そこの部分の切り分けといたらまた同じ言葉ですけども、それがされているかどうか。そういう観点から考えられているかどうかというところを確認したいと思えます。

西村総務課長 繰り返しのお答えにしかないんですけれども、私どもといたしましては、督促の後の状況に応じて、公権力の行使といった硬の観点及び軟の観点を踏まえながら、納税者の滞納者の千差万別する状況に応じて、適切に徴収を図るという観点から見た場合には、なかなか事務の切り分けは難しいのではないかと。私どもとしては、効率的に行っているの、官民競争入札にはなじまないではないかということをお申し上げしているところです。繰り返して恐縮でございます。

落合委員長 予定しておりました時間がまいりましたので、これで財務省からのヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

(財務省関係者退室)

(厚生労働省関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして厚生労働省から国立病院の未収金の督促業務、それから、労働保険の徴収業務についてお伺いしたいと思います。厚生労働省医政局堀江国立病院機構管理室長、それから、労働基準局の清川労働保険徴収課長が見えておりますので、よろしくお願いたします。

恐縮ですが、時間は 10 分厳守ということをお願いいたします。

堀江国立病院機構管理室長 座ったまま失礼いたします。今、御紹介いただきました厚生労働省医政局国立病院機構管理室長の堀江でございます。

お手元の資料 4 - というところに「独立行政法人国立病院機構における医療費未収金の督促業務について」ということをごさいますして、少し補足しながら、かつ 5 分程度で説明させていただきたいと思ひます。

これは、様式に沿った形でのお答えになっておりますので、少し行き届かないところを補足させていただきたいと思ひておりますので簡単に申し上げますが、現行において未収金の督促を国立病院機構の職員たるところの公務員でなければできないという特殊事情はありません。勿論、法制的には、業として行うことにつきましては、今は弁護士法の規制があるわけでございますので、ただ、公務員でなければできないというふうに思ひているということではございません。

でございますけれども、機構全体図はこのようになっておりますということで、146 病院でございますが、大体 5 万 9,000 床はあるというふうに御承知おきいただけたらと思ひます。全国に約 163 万床ぐらい病床があるうちの 3 % 強という感じになるうかと思ひております。

でございますして、平成 18 年度 7 月末現在の医業未収金がどれぐらいありますかということで、延べ 4 万 4,000 件で、金額にしますと 45 億円になります。

これだけ見ますと、少しイメージが湧きにくいものですから、かみ砕かせていただきますと、例えば 17 年度を例に取りますと、医業収益、言わば医業に関します収入でございますが、それが 6,990 億円。7,000 億円ぐらいだと思ひていただいて、そのうちの未収金が 9.8 億円、10 億円弱となつていまして、大体、収入の 0.14% ぐらいが未収になっております。

続きまして、2 ページの方をお繰りいただきまして「(ア) 共通事項」の 4 行目ぐらいを見ていただきますと、先ほど申し上げましたように、国の行政機関ということであるからこそ、国でなければならぬというような特別な事情はございません。

例えば、債権管理回収業に関する特別措置法で規定する特定金銭債権に医療費未収金というものが追加されることになれば、それは民間医療機関同様、債権管理業者に委託することができるという、頭の整理としてはそういうふうになるうかと考へております。

ただ、その後の判断としてどうかというところが、その下の(イ)の にございますように、法令の解釈というのは所管省庁の法務省の方で行っていただけたらと思ひますけれども、患者あるいは患者家族等の経済的に不安定な地位に置かれておられる方に関します債権についての回収業に委託するというのをドライにやっていいものかどうかというのが私どももの悩んでいるところでございます。

取り分け、その次の の最初の に書いてございますように、国立病院関係の分だけ特定金銭債権として規定したというときに不公平感がある。

また、その下の でございますけれども、国立病院の債権だけ債権回収業者さんに委託

できて、ある意味でドライに強制的な取立てができるというのはいかにもバランスが悪いというのが私どもの判断でございます。

といいますのは、債権の種類といたしますと、いろいろと債権回収業の行える事業、例えばパブルの焦げつきのようなものの中に、この医療債権は入っておりませんし、また、家賃債権なども入っていないというのと比較的近いような気がしているというのが私どもの判断でございます。

3ページでございますけれども、独立行政法人国立病院機構におきまして、16年4月から順次、クレジットカードによります支払いを進めるということで、言わば、先ほど申し上げたようなことなんですけれども、当日、請求額が確定したときに、ちょうど、その持ち合わせがなかったということが理由でまた後日となってずるずると行くというようなことは避けるような工夫としてクレジットカードを入れております。

順次、146病院あるうちの130病院近くまでは導入されておきまして、クレジットカードでお支払いいただければ、それは特定金銭債権になりますので、病院の方としてみれば、あとはクレジット会社の方をお願いできるというふうなことでございます。

私どもの方からは以上でございますが、1つだけ、4ページのところに細かな字でフロー図が書いてございますが、補足的に申し上げて、下の方の左から3列目のところに「債権回収業務の一部委託（法務大臣の承認を受けた債権管理回収業者の行う督促状の送付等）」というのは、督促する案内状というものが今の時点での許されている範囲だということでございます。

言葉遣いが少し荒っぽくて申し訳ございませんでしたが、私の方からの説明は以上でございます。

清川労働保険徴収課長 労働保険徴収課長の清川でございます。私の方から、労働保険の徴収業務につきまして説明させていただきます。横長の「労働保険の徴収業務について」ということで資料を付けさせていただきますので、それをごらんになりながらお聞きいただければと思っております。かなり大部にわたりますので、概要だけお示ししたいと思っております。

まず「1 労働保険の概要」でございますけれども、1枚目でございますように、労災保険と雇用保険を総称したものであるということでございまして、労働者を原則一人でも雇っている事業所はすべて適用されるということで、適用事業数は平成17年度末で約297万と、約300万事業所が対象でございます。これに対しまして、労災保険、雇用保険の一体の労働保険料率を事業主の払う賃金総額にかけるということで出しております。

なお、それぞれの料率でございますけれども、労災保険につきましては各事業ごとの災害率がかなり違いますので、それに見合った料率を、例えばかなり幅はございますけれども、工事現場などではかなり高く、一方、金融業あるいはサービス業などについてはかなり低く設定されているというようなものでございます。

雇用保険は、季節労働者などが多いところを除けば、ほぼ一定ということでございます。

1枚めくっていただきまして「2 労働保険の徴収業務」でございますけれども、まず、最初のところに書かせていただいておりますが、徴収業務は公権力の行使に当たるということで、保険料の職権による決定でございますとか、立入調査あるいは強制徴収を行うといったような公権力の行使に当たってくるということでございますので、政府が直接に関与し、十分に運営責任を果たす必要があると考えております。

「業務の概要」で、(1)から(3)と書いておりますが、後にフローチャートを付けておりますので、そちらで詳しい説明をいたしたいと思っております。

しかしながら、3ページに書いておりますように、業務の効率的運営をとということから、外部資源の活用に努めているということでございます。

まず、一番大きいものが(1)のところで、労働保険事務組合制度というふうに書かせていただいております。労働保険は、一人でも雇っていればその事業主に適用になるわけでございますので、非常に事業主の事務負担が大きいということから、例えば事業協同組合、あるいは商工会などがそれをまとめて集めていただきまして、国に納付していただくという制度を設けておるところでございます。

ここに書いておりますけれども、そういった事務組合が、今、全国で1万1,159組合、そこに委託している事業所は134万事業所ということで、適用事業所のうちの45%、ほぼ半数が、この事務組合を使って納付を行っているという実態でございます。

また、1年に1度年度更新ということで、1年に1回額の確定などを行いますが、その時期にだけかなり多量に業務が発生いたしますので、その受付などにつきましては社会保険労務士等につきまして非常勤職員という形で活用させていただいているところでございます。

併せて、平成19年度以降、総人件費改革の取組みの中で、ここに書いております年度更新説明会の設営でございますとか、申告書の発送あるいはOCR入力、督促状の発行などなど、いわゆる公権力の行使に当たらないような業務につきましては、できる限り民間に委託するというところで、平成19年度以降は進めてまいりたいと考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして、労働保険の徴収事務の流れをフロー図という形で書かせていただいております。

先ほど申しましたように、1年に一度、その年の保険料を申告・納付していただくという制度を取っております。今年度の見込み保険料を出していただくとともに、前年度の確定保険料を申告していただきまして、それで精算をするという手順を取っております。

毎年1回、4月1日～5月20日に受付を行っておりますが、ここにも書いておりますように、労働局、労働基準監督署以外に金融機関でも受付を行うというふうにしておりまして、事業主さんが金融機関に持ってきていただければ、そこで納付していただいて、申告書が後で金融機関から労働官署に来るというような手順になっております。

また、のところに書いておりますが、公権力の行使に該当しないような業務について、

例えば申告書を印刷・送付したり、事業所説明会というようなものは既に民間委託、あるいは民間委託を予定するというようにしております。

そうして出てまいりました申告書につきまして受理し、内容を審査し、それをOCRで読み取り、保険料を収納するというので、内容の審査でございますとか収納というものは官署で行っておりますが、受付、あるいは書類のOCR入力、編綴・保管などは民間にお願いするというのでございます。

なお、その際、それが申告で出された場合に、実際の書類を見たときに、この賃金は余りにも業種・業態に対比して低いのではないかという疑いがある場合には、算定基礎調査ということで、事業所に行きまして、賃金台帳を見させていただきまして、その場で点検させていただきまして、そこで保険料額を変更・決定するというような認定決定をしております。

そのように決定されました保険料につきまして督促するというので、督促状を送付いたしますとともに、納付督促をし、督促に応じない場合には滞納整理を行うというふうにさせていただいているところでございます。

「5 業務実施体制」で、下のところでございますが、全国47都道府県それぞれに労働局というものが設けられておりまして、それぞれのところで労働局の総務部に労働保険徴収課というものが設けられております。

大規模局では、労働保険徴収のみで一つの課が成り立っておりますが、普通のところでは労働保険徴収課(室)の中で適用関係業務あるいは事務組合関係業務等々をやっておりますので、徴収の業務は徴収課の中の一部職員が行うというふうな形になっているところでございます。

1枚めくっていただきまして「6 業務量に関する指標の実績」でございまして、先ほど話させていただきましたように、(1)は業務指標関係ということで、297万事業所で、事務組合等を活用するおかげで受付・審査は196万件。督促状を発行するものが27万件。また、基礎調査が4万件。

こういったことを行った結果、徴収決定済額が、ここにございますように4兆690億円。そのうち、実際に収納されたものが3兆9,800億円ということで、収納率は97.86%、ほぼ98%ということでございます。

これにかかっている人員・予算は、人員として常勤の職員が各労働局・労働基準監督署において650人。それから、先ほど一時的な年更時期については非常勤職員である程度対応しているということでございまして、1万4,000人日ということになっております。

落合委員長 あと2分程度でお願いいたします。

清川労働保険徴収課長 それで、予算は419億円ということになっております。

最後でございますが「7 官民競争入札等の対象とすることへの考え方」でございまして、やはり公権力の決定を行う業務であるということ。もう一つは、国民の権利義務に直接影響を及ぼさない業務については、できる限り外部委託を進めているというようなこと

もございますので、この中から更に官民競争入札の対象の業務を切り出すということは相当難しいかなと正直思っております。

以上でございます。早くて恐縮です。

落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見・御質問をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

田島委員、どうぞ。

田島委員 事業主から申告が出たものについての徴収業務は理解したんですが、申告がないものについてはどのようになさるのでしょうか。

清川労働保険徴収課長 申告がないものについては、例えば保険関係が成立しているのに申告がないというものにつきましては、当然、申告について督促をします。

それで、算定基礎調査のところに書かれておりますように、申告内容に疑義のある場合と同様に、お願いしても出てこないところには直接行って、そこで賃金台帳を見せていただいて、職権で認定するというようにいたしております。

その両方によって、保険料額を決定するというところでございます。

田島委員 そうしますと、この収納率 97.86%というのは、本来、支払うべきであるにもかかわらず申告をしていない者に対するものも含めた数値ということですか。

清川労働保険徴収課長 そうでございます。

田島委員 私の周りで、申告をしていないにもかかわらず、そういう徴収の対象になった例は聞かないんですけれども、どの程度の把握率になっているかという、それもなかなか難しいとは思いますが、どのような形でそういうものについての発掘の作業をなさっているのでしょうか。

清川徴収課長 そこは2つ問題がありまして、1つはそもそも保険関係が成立していない、事業所がそのような形で成立されているということを当局が把握していない場合、つまり未適用事業所ということがあるんですけれども、その未適用事業所が、当然、未適用ですから、はっきりした数は把握していないものの、それが一定数あるということは事実であろうかと思っております。それについては、いろいろな情報を基に、この徴収業務とは別途、未適用事業所について適用対策を確実にするという意味で、未適一掃事業というものをやっています。

ここでポイントになっているのは、先ほど申告がないと言いましたけれども、例えば平成16年度に申告があったのに、17年度は出てこないというような保険関係が成立していないのに、今年度申告書が出てきていないというような事業所に関しましては確実に申告を促して、来なければ実際に行って、そういった形で算定基礎調査などを基に職権で認定するという形を取っておりますので、そういったものについてはすべてカバーしているというふうに考えていただいて結構かと思えます。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

斉藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 堀江さんの方で、未払いの医療金というのは零コンマ数%だということですが、いただいた資料の中で、岩手でしたか、あの辺で県立病院だけで4億円を超える未払金があるとか、全病院だと200何十億円の未払金が積み上がっているとか、やはり地方の財政、特に県立病院などから比べますと、4億円、3億円というようなお金が未払いであるということ自体が、同じことを言うんですけども、やはり1つは払っている人と比べて非常に不公平だということもあります。

確かに、いろいろなほかのコストが上がったりして払えないという問題もあるんでしょうけれども、それはほかの所得ベースのデータで、それは横のデータがないのかもしれませんが、とらえられる。そういうものはエグゼンプトして、一般商事債権に近いように思えるんです。ですから、ファクタリング業務に近いのではないかと。

勿論、そんなドライにできない世界だといってしまえばそれまでで、行動は取れないと思います。だけれども、払っている人から見ると非常におかしな話で、払わない人、勿論、病気だからいろいろ考えなければいけない。これは当然なんです、それをずるずる4億円、3億円を地方の財政負担から考えると、放っておくこと自体がやはり問題だと思います。

ですから、やはり確かにサービサーの中に入れられるのかどうか。これは限定されているわけで、そこはまた法律の問題になるんでしょうけれども、これを民間には下ろせないんだと決めつけしないで、どうしたら民間を使ってでも回収できるかというような発想はないのでしょうか。

堀江国立病院機構管理室長 いただいたお題が国立病院の未収金の回収ということだったのでございますので、まず、申し上げましたように、国立病院の未収金が、ほかと比べて特別な位置づけになるほどではございませんと申し上げています。ただ、国立病院の部分だけ未収金を債権回収業に委託するというのは、社会的な理解が得にくいのではないかとというのが一つの論点でございます。

その上で、医業未収金について、そもそも全体として債権回収業の事業目的の中に入れられるようにすべきかどうかは、私ども国立病院機構を管理する立場からすれば、国立病院機構、あるいは病院の運営者からすれば、それはありがたい話ですというのが間違いございません。

それは、今、おっしゃられました県立病院、市民病院、そこは私どもの担当外でございますが、医業未収金自体について、それなりにどちらの医療機関も頭を悩ませていますし、それから電話で督促をしようとするれば、うちのお父さんがどうしても、今、働けないので、必ずお返ししますのでということになってしまって、そういうウェットな話になかなか手を焼いているのには間違いはございません。

ただ、それを入れるかどうかというところについて、いろんな債権がありますというもののうち、家賃もしかり、それから医業の未収金もしかり、すべて入れていく中において、これは債権回収業者の事業の中に入れていただくということであるならば、それは二もな

く三もなく、それは管理する側としてはありがたいです。

ただ、それが入れていく際のプライオリティーとして、今、私も不勉強でございますが、債権管理回収業についての 22 項目の中に位置づけていくようなものの 23 番目、24 番目にやるのかといいますと、家賃債権から医業未収金という辺りは少し慎重目に、後ろの方にいる人たちからすると手を挙げたいぐらいのところでもあるわけですけれども、そこも少し抑制的でなければいけないかなということでございます。

落合委員長 ほかにいかがでしょうか。

河審議官、どうぞ。

河審議官 今、堀江室長がおっしゃる意味はよくわかるんですけども、医療関係の未収金というのは、厚生労働省の中で堀江室長の直接の御担当とは思いませんけれども、そういう分野に深く、広く、これまで携わってこられた堀江室長に期待をしまして、この医療の未収金全般の問題について、その中には、今、直接、御担当されている国立病院もありだろうと思いますが、御検討いただけませんかでしょうか。

国立病院としてどうするかという御判断をされる室長でいらっしゃると思いますけれども、併せて医療の未収金問題というものが広く、深くあって、それぞれ各省、いろいろなところにあると思いますけれども、ある面では医療保険の話でもあり、医療制度の話でもありますので、ここに来られたことが不幸だと思って、是非まとめて御検討いただければと思います。

堀江国立病院機構管理室長 また、そこは法務省などにも教えていただきながら、私も 23 番目、24 番目に当たる辺りにどんなものがあり得て、その当時の経過として、まさに最初に申しあげましたようなドライなものとして、どこまでしていいというような御判断がもともとあったのかなかったのかという辺りも少し勉強させていただきたいと思います。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 労働保険のことですけれども、事業所の数が 300 万近くあって、実際に年間実地調査件数が 4 万件ぐらいということは、650 人の皆さん方が一生懸命実地調査をやられて、業務量も大変多いんでしょう。

しかし、逆に言いますと、実地調査をやって、そして適用事業所を発掘する、あるいはペナルティーを科していかなければいけないものはやっていくということに重点を置いていった方が、先ほど来、例えば医療の問題もそうなんですけれども、いわゆる正直者が、きちんとやっている者がばかを見るような社会の状態というのは、やはりこれから直していかないと大変なことになってくると思います。そういうところへ業務の軸足を持っていた方が、私がかえっていいのではないかと思います。

逆に言いますと、出せるものはどんどん出していくというスタンスの方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

清川労働保険徴収課長 御指摘は、まさにそのとおりだと思っております。いわゆる

労働保険の関係では、こういう徴収の関係と適用の関係という大きな二本柱がございまして、特に未適用事業所につきまして加入促進を進める。

これは、国だけではなくて、さっき申しました労働保険事務組合も中小企業の実態はよくわかっておりますので、事務組合の協力も得ながら、未適用事業所を一掃するというところで、10月は適用促進月間となっておりますが、そういったものも含めて、かなり努力をしてきているというものもございまして、御指摘のとおり、そういった実際に成立しているところについての徴収を徹底するだけではなくて、未適用事業所につきましてもそういった事務組合などの民間のお力なども借りながら、できる限り未適用事業所一掃という形で政策目標を現在掲げていっているところでございます。

落合委員長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、榎谷委員。

榎谷委員 まず、国立病院機構の御担当の堀江室長に聞きたいんですが、資料4 - の1ページのところで、45億円あるんだということなんですが、これは医療未収金の患者負担が45億円ということですね。

堀江国立病院機構管理室長 そうです。

榎谷委員 その収益ベースが、6,990億円でしたか。

堀江国立病院機構管理室長 先ほど補足で平成17年度分として申し上げましたのは、45億円のうち17年度分として約9.8億円でございます。そういうものでございまして、ですから、過去ずっと含めた部分の45億円ということになります。

榎谷委員 不良債権部分が45億円ということによろしいわけですか。

堀江国立病院機構管理室長 未収金の蓄積が45億円という意味でございます。私どもの国立病院機構の方で貸し倒れになっていないところを全部入れると45億円でございます、言わば昨年度、平成17年度の部分を全部不良債権というレッテルを張っているわけではございません。

榎谷委員 それから、労働保険の方なんですが、未適用事業所は理論値としてどのくらいあるとか、そういうようなものは把握されていないんですか。その中に、どの程度のものが未収になっているか、これは理論値なんですけれども、推測でしょうか。

清川労働保険徴収課長 あくまで推測値としてお聞きいただければいいかと思いますが、まず、事業所・企業統計調査、センサスの事業所数から適用事業所数、あるいはいろいろ適用関係がありますので、それを差し引きますと47万ぐらい、これは非常に粗い推計でございますし、異なる調査、また時点が違うものなので恐縮でございますが、47万ぐらいがあるのではないかと思います。

そういったものに対しまして、未手続事業一掃対策ということで、そういったものに対する加入勧奨などをやっております、例えば平成17年度に把握した未手続事業所につきましては12万件ということで、それらに対しましていろいろ指導を行った結果、自主的に成立した件数3万5,000件とか、そういったふうな形で進めてきておるところでござい

す。

ですから、オーダー的には、そういった徴収に関わります調査以上に未手続事業所に対します把握、あるいは加入促進というものに力を入れているということでございます。

落合委員長 まだまだ御意見・御質問があるかと思えますけれども、予定された時間がまいりましたので、これで厚生労働省のヒアリングを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。それから、法務省の田辺参事官、ずっと御出席いただきましてありがとうございました。

(厚生労働省及び法務省関係者退室)

落合委員長 それでは、本日の監理委員会はこれで終了ということにいたします。

本日のヒアリングで質問できなかった点や、議論が十分できなかったという点につきましては、御意見を事務局の方に御連絡くださるようお願いいたします。事務局から各省に問い合わせを行うなど必要な対応をした上で、その結果を委員間で情報を共有できるよう、各委員に御連絡させていただきます。

次回は、9月20日の14時から開始いたしまして、引き続き各省からのヒアリングを実施する予定です。

本日はありがとうございました。